

川内原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 26 の概要について

当社は、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 40 回口頭弁論にて、本訴訟におけるこれまでの当社主張をまとめた準備書面 26 を提出し、以下のとおり、川内原子力発電所においては、安全性は十分確保されており、原告らの人格権を侵害するような重大な事故が発生する具体的危険性はないことを改めて主張しました。

1 安全確保対策について

多重防護の考え方にに基づき、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」という機能を果たす安全上重要な設備を配備し、事故防止に万全を期している。さらに、これらの安全上重要な設備が機能喪失するような事態も想定し、より一層安全確保対策を充実させている。

2 地震に対する安全性について

原子炉等規制法や関連規則等の要求事項を踏まえ、最新の科学的・技術的知見に基づき、詳細な調査結果等により、安全側となるよう適切に基準地震動を策定した上で、その地震力に対して川内原子力発電所が十分な耐震安全性を有していることを確認している。

3 火山に対する安全性について

原子炉等規制法や関連規則等の要求事項を踏まえ、火山影響評価を行った結果、設計対応不可能な火山事象及びその他個々の火山事象が川内原子力発電所の運用期間中に発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が極めて低いこと、降下火砕物の影響によっても、発電所の安全上重要な建物・機器等の安全機能が損なわれないことを確認している。

4 原子力防災対策について

原子力災害の発生、拡大の防止及びその復旧等の原子力事業者の責務を果たすため、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者防災業務計画を策定し、実効性のある原子力災害対策の構築を図っている。また、川内地域における緊急時対応は、不測の事態においても状況に応じて臨機に対応できる体制が整えられるなど、十分実効性があるものとなっている。